

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

岡 山 県
株式会社ダスキン

災害時における徒歩帰宅者支援に関する協定書

岡山県（以下「甲」という。）と株式会社ダスキン（以下「乙」という。）とは、地震等の災害発生時（以下「災害時」という。）に、交通が途絶したことにより、駅、事業所、学校等に滞留する大量の通勤者、通学者、観光客等のうち、徒歩で帰宅しようとする者（以下「徒歩帰宅者」という。）に対する支援について、次の条項により協定を締結する。

（基本合意）

- 第1条 災害時において、甲は、乙に対し、徒歩帰宅者への支援を要請することができる。
- 2 乙は、前項の規定による支援の要請があった場合において、次条第1項第1号及び第2号に掲げる支援の実施を同条第3項の店舗に対して要求するものとする。
- 3 通信の途絶等の事由により甲が第1項の規定に基づく要請を行うことができないときは、乙は、甲の要請を待たないで、状況に応じ自主的に可能な範囲において前項の要求を行うものとする。

（契約店舗への依頼等）

第2条 乙は、この協定の締結日において岡山県内に存するミスタードーナツの店舗であって、乙が直接運営する店舗及び乙との契約によりフランチャイズチェーンに加盟している店舗（以下「店舗」という。）に対し、次に掲げる支援の実施について依頼するものとする。

- (1) 災害時における緊急性に鑑み、可能な範囲内において、前条第2項の要求に従い、店舗に支援ステーションを設置し、次の支援を実施すること。
- イ 希望する徒歩帰宅者に対して、水道水を提供し、又はトイレを使用させること。
- ロ 徒歩帰宅者に対し、地図等による道路情報、ラジオ等で知り得た通行可能な道路に関する情報を提供すること。
- (2) 広く住民に対し、支援ステーションの設置対象店舗であることの周知を図り、及び防災に対する意識を啓発するため、支援ステーション設置対象店舗であることを表示するステッカー（以下「ステッカー」という。）を掲示すること。

- 2 乙は、岡山県内に新たに店舗が設置された場合においても前項の依頼を行うものとする。
- 3 乙は、甲に対し、前2項の依頼について応諾の意思表示をした店舗を報告するものとする。

（ステッカーの配布）

第3条 甲は、前条第3項の報告に基づき、乙に対してステッカーを必要数量提供するものとする。

- 2 乙は、店舗に掲示しているステッカーが、劣化等により新たに必要となった場合には、必要数量を甲に申請し、甲は速やかに乙に提供するものとする。

（経費の負担）

第4条 第2条第1項第1号に掲げる支援の実施に要した経費は、当該支援を実施した者が負担するものとする。

- 2 第2条第1項第2号のステッカーの作成に要する費用は、甲が負担するものとする。

(情報の交換)

第5条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて、情報の交換を行うものとする。

(適用)

第6条 この協定の効力は、協定締結日から起算して1年間とし、甲乙双方又はいずれか一方からの特段の意思表示がない場合は、更に1年間更新し、以後も同様とする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項について必要がある場合又はこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、これを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成24年10月22日

甲 岡山県岡山市北区内山下二丁目4番6号
岡山県
岡山県知事 石井正弘

乙 大阪府吹田市豊津町1番33号
株式会社ダスキン
代表取締役社長 山村輝治